（大正十十二年一月八日第三種郵便物認可）　昭和十五年三月十四日　磐城毎日新聞　〔木曜日〕　第四千七百三十七號　【一】

もみ抜かれた報告書
遂に満場一致を見ず
夜に入る迄大紛糾の平市會
磐炭の採堀願も委員に附託
金古委員は辭任

既報平市會は昨十二日午後二時から開會劈頭豫算委員長松本德一氏登壇、過日の豫算案總括質問に際し川崎議員が『平市よ何處へ行く』と叫んだが吾々は豫算委員會に於て逐條審議の結果一層その感を深め市當局の御一考を煩すや切なるものあるを知つた』と前提し豫算委員會の經過を說明し、他市との振り合ひ上市長給料四百圓、小學校雜給百圓、警防團、消防部員の賞與七十五圓等を各增額し總額四十五萬三千五百七十六圓と修正

滿場一致修正意見を可決續いて決算委員長矢吹組作氏は

決算を詳細點檢したが何等の誤りなく是れを全部正當と認む

と報告、次いで工業學校設置の前提手續きとして知事の諮問に依る現在の第五小學校敷地指定の取消しを異議なく決定、引續き愈々去る七日の市會で保留となつた東京市杉野周吉氏出願に係る地下採堀問題の調査委員の報告書再審議に入り亘沼議員は

平窪地內に保償條件を附せしむべく杉野氏を招致して一應交涉の上諾否を決しても遲くはあるまいと意見を述べ野崎議長は金古議員から委員辭任の届出があるとて是れを議場に諮つたがその理由とする處は

試堀調査委員として調査に長期間を要したるに拘らず不徹底の憾あるを痛感し責任上自決するといふにあつて永山議員は不徹底な調査に就いては金古委員一人の責任にあらず、他の委員も切腹ものではないかと迫り莞川委員長其他委員は報告書の決定を見る迄終始熱心な態度で事に當つて來たのであるから今更ら辭任の要はないと述べ、川崎議員は

「不徹底の憾み」とは調査の粗漏を指すものか或ひは本會議に於いて委員が質問に答へず議場に調査結果が徹底しない意味であるのか此點金古議員欠席の爲め其の心境を聽く事が出來ない、若し前者とすれば委員連帶の責任ありまた後者の理由に基けば此の議場で審議を盡させばよいのであるから前回の本會議に於て保留された委員會の報告書の內容を充分に說明ありたいと委員側の答辯を促し一旦休憩の上、多田井、矢吹(龜)兩議員が委員長に代つて調査の方法を始めとし採堀地を踏査した結果は陷沒、龜裂等の被害に依る人家や山林田畑の慘狀を目擊した實況を述べ鑛山監督局の意嚮、專門家の學說等を引用し一時間餘に及んで縷々說明したが永山議員や川崎議員は被害を確信する委員會が平窪地內の採堀を支障なしとする矛盾した報告書の欠陷を指摘して肉迫する矢先吉田(五)議員が突然質問打切りの動機を提出、委員の一人である松本議員は報告書を多數決とせず滿場一致で通過させたいから採決を次回に延したいと述べ矢吹(龜)議員賛成、關內議員は吉田君の動議をどう處置すると迫り議事進行に關し甲論乙駁容易のたれ込めた議場全く騷然と化す中に獨りストーブの火のみ鳴りを鎭めて底冷えの冷風一陣サツとばかりに場內を襲ふ、此の時野崎議長は質問打切りの動議を採決に附し遂に十三對十一で動議は成立、委員會報告書は二讀會に移つて山野邊議員其他から二三の修正意見續出したゞめ報告書は散々に採み抜かれて採決に入り、遂に滿場一致に至らず十四對十の多數決に依り

平窪地內は差支へない

が小川江筋と舊平町の地下はいけない

といふ平窪方面を繼子扱ひにした片手落ちな委員會の報告書を可決續いて磐城炭礦の採堀願に對する管申案を議に附し川崎議員と青沼市長との間に應答あり一先づ休憩、再會は松本議員の動議に依り議長指名に依る九名の調査委員に附託すべく決定、野崎議長から委員を

大谷武雄　高橋龜松
山野邊義政　鈴木庫左
右　多田井笑次郎　鈴木彌太郎　吉田五平
吉田貢之助　大嶽庫

と指名し次いで警防團員增加の知事諮問は亞沼議員の動議に依つて議長指名で左記の如く決定

川崎文治　金古政通
關內正一　吉村安次郎
藤田榮助

斯くて地下採堀を中心に雲行き甚だ急を呈した平市會は近來に見ない長時間の論戰を演じ午後七時十分散會した

警防團競技期日が決定

既報縣下三百七十餘名の警防團長會議は花の四月平市で開かれることになつたがこれが期日は十五日から三日間と決定された

十五日は平商業學校グランウンドで陸上競技大會、十六日は市公會堂で會議を開き十七日は平商校庭で聯合檢閱を行ふ

小名濱校 上棟式

再建築の小名濱第二校々舍上棟式は二十四五日頃行ふ豫定

炭素工場 操業を開始

水産卒業式

磐水産講習所の卒業式は二十三日午前九時から擧行される

既報資本金百萬圓で錦村に建設中の活性炭素製造工場は四月から操業を開始する筈だが初代工場長には高橋保氏、取締役技師長には勝木譯一氏と決定された

奉公會寄附

小名濱町字下明神町八卷儀助

軍國の母

玉川村表彰

玉川村國防婦人會では十八日午前十時から小學校で總會を開くが從員改選後軍國の母を表彰終つて出征將士遺家族の慰安會を催す由

種馬配合 管內を決定

石城產馬畜產組合管內の種馬配合決定は今十三日から明十四日にかけ福島種馬所員宮城氏によつて行はれる

老婆の 入念な雜巾

平市一丁目三九高野テツさんはこの程第一小學校へ孫がお世話になつてゐると掃除用雜巾百枚を寄附したが六十三才の老齡に丹念して縫ひ上げたものだけに一入感激を與へてゐる、尙第二小學校へも近く同樣寄附する筈

坑內の爆傷

十一日午前十一時三十分ころ石城郡內鄕村目本採炭株式會社大竹左一坑內三百尺の地點で同村大字綴採炭夫福井藤一(五二)が爆傷のため虫の息となつてゐるのを同村三保トメ(三二)が發見直ちに同村島田病院に擔ぎ込み手當を施したが同七時遂に死亡した原因は同人が坑內でカーバイトの入替へ中傍らに置いたダイナマイトの取扱不注意のため爆發したものである

映畫館火災
觀覽者逃げ惑ふ
附近に飛火

十二日午後七時半頃勿來町常設館共樂座が映畫上映上突然發火地元並に植田其他附近町村の警防團が馳せ付け消火に盡力したが火の廻り意外に早く同館を燒拂つた上勿來製氷會社事務所其他民家四戶を全燒九時近く漸く鎭火した

原因は目下植田署で取調べ中だがフイルムに引火したものらしく觀覽者が滿員であつただけに戶外に飛び出す騷ぎに一時は大混亂を呈した、損害は二萬餘員に達する模樣

尙機災者は左の如くである

左官關口喜一郎　同高橋文雄　雜貨商菊地正義飮食店比佐正之助

常陽に着任

既報新任の常陽銀行平支店長

青少年雇入制限令に就て

平職業紹介所長　立澤高元

基く雇入制限は別段の規定ある場合を除くの外本令の定むる所に依る

第二條　本令に於て青少年と稱するは年齡十二年以上三十年未滿の男子又は年齡十二年以上二十年未滿の女子にして左の各號の一に該當せざるものを謂ふ

一　大學、大學豫科、高等師範學校、高等學校、高等科、專門學校、實業專門學校、師範學校又は厚生大臣の指定する學校(養成所を含む)の豫科又は本科の生徒

二　學校卒業者使用制限令第一條の卒業者にして前號に該當せざるもの

三　厚生大臣の指定する檢定若は試驗に合格したる者又は厚生大臣の指定する免許を受けたる者

四　其の他厚生大臣の指定する者

第三條　男子たる青少年(以下男子青少年と稱す)は左の各號の一に該當する場合を除くの外厚生大臣の指定する業務(以下指定業務と稱す)に使用する爲之を雇入るることを得ず

一　指定業務に使用する女子青少年の雇傭員數が命令を以て定むる員數に滿つるだる場合に於て其し員數に滿つる迄之を雇入る場合

二　指定業務に使用する女子青少年を雇傭し得べき總員數に付命令の定むる所に依り職業紹介所長の認可を受けたる場合

三　男子青少年を雇傭し得べき總員數に付命令の定むる所に依り職業紹介所長の認可を受けたる場合

四　入營(應召の場合を含む以下同じ)を命ぜられたる青少年を僱傭したる場合又は雇傭する青少年の入營中雇傭期間の滿了したる場合に於て其の青少年が退營(入營の際行ふ身體檢査の結果歸鄕を命ぜられたる場合を含む)したる日より三月以內に再び之を雇入るる場合　五其の他命令を以て定むる場合

第四條　女子たる青少年(以下女子青少年と稱す)は左の各號の一に該當する場合を除くの外厚生大臣の指定する業務(以下指定業務と稱す)に使用する爲之を雇入るることを得

一　指定業務に使用する女子青少年の雇傭員數が命令を以て定むる員數に滿つるだる場合に於て其し員數に滿つる迄之を雇入る場合　二指定業務に使用する女子青少年を雇傭し得べき總員數に付命令の定むる所に依り職業紹介所長の認可を受けたる場合に於て其の員數に滿つる迄之を雇入るる場合

第五條　地方長官第三條第二號の認可の申請に付不正又は虛僞の事實ありと認むるときは認可を取消すことを得

第六條　地方長官第三條第二號又は前條第二號の認可の申請に付不正又は虛僞の事實ありと認むるときは認可を取消すことを得

職業紹介所長第三條第三號又は前條第二號の認可の申請に付不正又は虛僞の事實ありと認むるときは認可を取消すことを得

第七條　以上によつてその大要は盡した積りであるが、御疑問の點があれば職業紹介所を訪れて頂き度く御納得の行く迄、充分御說明を申上げ届出の形式や其他の書類等も御覽に入れたいと思つて居る、尙制限令は一應知つて置く必要があるので御參考迄に左の如く附記して置く

一　本令に於て青少年とは滿十二年以上滿二十年未滿の男女をいふ

二　本令に於て雇入とは雇入契約の成立を謂ふ

三　本令に於て職業とは營利の目的を以て繼續して行ふ事業を謂ふ

四　本令に於て事業とは工場、鑛山、交通業、貿易業、商業、金融業、保險業、興行業、接客業、料理店業、飮食店業、旅館業、浴場業、理髮業、新聞業、出版業、印刷業、製本業、寫眞業、演藝業、映畫製作業、映畫興行業、放送業、病院、診療所、藥局、藥種商、產婆業、看護婦業、保育業、託兒所、幼稚園、學習所、講習所、教習所、研究所、調査所、試驗所、檢查所、檢定所、設計所、代理業、仲立業、問屋業、周旋業、競賣業、入札業、請負業、代書業、筆耕業、速記業、計算業、通信業、運送業、倉庫業、荷造業、荷扱業、船舶業、水先業、曳船業、艀業、沖仲仕業、船渠業、造船業、船具業、船舶修繕業、船舶解體業、船舶賃貸業、船舶仲立業、船舶代理業、船舶檢查業、船舶測量業、船舶通信業、船舶無線電信業、船舶無線電話業、船舶無線電信電話業、船舶無線電信電話受信業、船舶無線電信電話受信業、船舶無線電信電話受信

家庭と女性

結婚すると暴君

岡田西江

結婚生活というものはむつかしいもので女が何かの縁でそうそうてるとか感情家としてだと思ってみたりする場合、いわれた事にはありますが、職業婦と結婚生活とはほんとに並立しがたいものだとしみ〳〵感じないわけにはまいりません。勿論これは結婚のないことは既によいわるいと一概にいえないことかも知れませんが、しかし現代の婦性はもう、かうした妻にのやうな妻をもった場合の生活態度ともいひますか、とにかくさうした場合の生活を禁圧にやつてゆけるやうな精神、むづかしいへばそのやうな衝動や感情の力などを持つてもいゝと思ひますにつかへる妻を理想としてゐるからで、勿論これは結婚のないことだとは考へるのですけど、といつて、夫の経済、男の意志通りにみ眼をさせて置かうとするだけでは、妻はすべきは婦人の社会に於ける地位に入りますと、職が上にも、下にもやられてゐるのですから、手をうつてゐるとか感情家としてだと思ってみたりする場合、いわれた事にはありますが、職業婦と結婚生活とはほんとに並立しがたいものだとしみ〳〵感じないわけにはまいりません。勿論これは結婚のないことは既によいわるいと一概にいえないことかも知れませんが、しかし現代の婦性はもう、かうした妻に対する大きな衝動力とか、またそ